情公第 3038 号 令和5年3月31日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会 会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について(答申)

令和2年8月20日付けで諮問された顛末報告書等一部非公開の件(諮問第861号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別表1に記載した計3回にわたる請求に対して特定した別表2に記載の各行政文書のうち、別表3、別表4及び別表5に掲げる各非公開情報については公開すべきである。

### 2 審査請求に至る経過

- (1)審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条 第1項の規定に基づき、令和2年2月4日付け(以下「第1回請求」とい う。)、同年3月25日付け(以下「第2回請求」という。)及び同月31 日付け(以下「第3回請求」という。)の3回にわたり、神奈川県知事 (以下「実施機関」という。)に対して、別表1に掲げる文書について、 それぞれ行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、第1回請求に対しては令和2年2月19日付けで、第3回 請求に対しては同年4月8日付けで、それぞれ条例第10条第4項の規定 に基づき、請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、第 1回請求について同年3月30日付けで、第2回請求について同年4月8 日付けで、第3回請求について同年6月1日付けで、それぞれ別表2のと おり対象文書を特定し、別表1のとおり一部公開決定(以下「本件処分」 という。)を行った。なお、以下では、第1回請求に対して実施機関で特 定した対象文書を「第1回文書」、第2回請求に対して特定した対象文書 を「第2回文書」、第3回請求に対して特定した対象文書 とそれぞれ呼称する。
- (3) 審査請求人は、同年6月26日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、対象文書のうち、審査請求人以外の特定法人の社員の氏名、役職及びメールアドレス並びに実施機関の課内報告における指名停止措置及び法務相談に関する文書を除いた全部の公開を求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、お

おむね次のとおりである。

### (1) 第1回文書について

ア 条例第5条第2号イの「正当な利益が害されるおそれ」の有無を判断するに当たっては、法的保護に値する生産技術上又は事業運営上のノウハウ、名誉や信用などが害されるおそれがあることが客観的に認められることが必要であるが、特定法人が契約条件に違反した顛末及び原因、再発防止策やその報告等が遅れた理由を公表することにより生じる社会的信用の低下のおそれは、客観的に認められない。

仮に特定法人の社会的信用が低下するとしても、それは自ら契約条件 に違反する特定法人の行為があったためで、その不利益は特定法人が甘 受すべきものだから、「正当な利益」に当たらない。

- イ 審査請求人が別に行った行政文書公開請求に対して、実施機関は特定 法人が挙げている再発防止策に該当する部分を公開している。ここに記 載のある再発防止策の内容は、作成時が近いことからして顛末報告書記 載の再発防止策と内容が近似するものと思われるが、これを見ても、公 表されることにより特定法人の社会的信用が低下するおそれがあるとは 客観的にも認められない。以上から、顛末報告書のうち、特に再発防止 策に係る部分については非公開となる理由がないことは明らかである。
- ウ 特定法人が行った契約違反の「顛末や原因に関する記述については、 指導中の内容であり、本件法人の…正当な利益を害するおそれがある」 と実施機関からの弁明があった。平成28年度ないし同30年度に特定法 人が受注した林政情報システムデータ更新委託業務は、特定法人が県に 対し令和2年4月17日までに成果物を提出することにより終了してい るはずであり、「指導中」であるはずがない。また、現に指導中である かどうかは特定法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかとは関 係がない。いずれにしても、指名停止措置がとられるほどの重大な契約 違反があったにもかかわらず、当該原因や再発防止策について公開する ことにより特定法人の「正当な利益」を害するおそれがあるとは到底い えない。
- エ 実施機関が提示した非公開理由からは、当該情報を公開することによ

りなぜ特定法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあることにつな がるのかを理解することができないから、第1回請求に対する諾否決定 は、条例第 10 条第3項及び行政手続法第8条の規定に反し違法である。

### (2) 第2回文書について

ア 特定法人が受注した委託契約において契約条件に違反した原因調査と その報告等が遅れた理由を公表することにより生じる社会的信用の低下 のおそれは、客観的に認められない。

仮に特定法人の社会的信用が低下するとしても、それは自ら契約条件 に違反する特定法人の行為があって、しかもその報告等が遅れたためで、 その不利益は特定法人が甘受すべきものだから、「正当な利益」に当た らない。

イ 「契約条件に違反した原因及び原因調査に関する記述については、指導中の内容であり、本件法人の…正当な利益を害するおそれがある」と実施機関からの弁明があった。しかし、前記(1)ウに記載のとおり、「指導中」であるはずがないし、現に指導中であるかどうかは、特定法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかとは関係がない。いずれにしても、指名停止措置がとられるほどの重大な契約違反があったにもかかわらず、当該原因や再発防止策について公開することにより特定法人の「正当な利益」を害するおそれがあるとは到底いえない。

#### (3) 第3回文書について

ア 条例第5条第1号の適用について

特定法人の社員の氏名、役職及びメールアドレスについては、条例第 5条第1号に該当することについて特に争わない。

しかし、仮に請求者自身の情報が含まれているのであれば、請求者が 行政文書公開請求をしている以上、本人に関する情報については個人に 関する情報であることをもって公開請求を拒否する理由がない。

## イ 条例第5条第2号の適用について

(ア) 特定法人が受注した委託契約において、契約条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由に関する文書については、それを公表されることによって社会的信用が低下するおそれがあることが客観的に

認められるとはいえない。

また、仮に特定法人の社会的信用が低下するとしても、それは特定 法人が自ら契約条件に違反し、しかもその報告等が遅れたためであっ て、その不利益は特定法人が甘受すべきものであるから、「正当な利 益」には当たらない。

- (イ) 実施機関は条例第5条第2号該当としているが、特定法人について 個人と同視できる事情は存在しないし、そもそも条例第5条第2号は 個人情報として取り扱うべき場合を非公開情報として定めた規定では ない。
- (ウ) 実施機関の弁明において、「人事に係る内部管理書類であることから、法人等であっても個人と同視できる場合で、当該個人の名誉や人格に直接かかわるような情報である」と説明はあったが、人事に係る内部書類であるといっても、職員個人の氏名等について条例第5条第1号に該当するものとしてその部分に限って非公開とすれば足り、法人を個人と同視できるとはいえないし、条例第5条第1号の範囲を超えて非公開にできることにはならない。
- (エ) 特定法人が報告した修正手順、作業体制、照査方法について、実施機関は単に「ノウハウであること」を理由として条例第5条第2号に該当すると説明している。しかし、当該規定は、単にノウハウであればどのようなものであっても非公開にする趣旨ではない。そもそも、独自のノウハウといえるような情報が含まれているはずがなく、これを公表されたとしても、何ら特定法人の競争上の地位その他正当な利益が害されることにはならない。
- (オ) 実施機関の弁明で「指導中の内容であり」とする点については、第 1回請求、第2回請求と同様に、指導中であるはずがないし、現に指 導中であるかどうかは、特定法人の正当な利益を害するおそれがある かどうかとは関係がない。
- (4) 訴訟における一部文書の開示について

審査請求人は、特定法人を被告として損害賠償を求めて訴訟提起し、同訴訟は意見書提出時点も係属中である。令和5年3月1日には、特定法人

から、令和3年9月25日付け顛末報告書及び同年10月9日付け文書が開示された。これと神奈川県が保有する文書とが同一かどうかは審査請求人において定かではないものの、特定法人自身が開示していることと、開示された内容からして、これに関連する本審査請求に係る文書全てが公開されたとしても、何ら特定法人の競争上の地位その他正当な利益が害されることにならないことは明らかである。

## 4 実施機関(担当:環境農政局緑政部森林再生課)の説明要旨

### (1) 第1回文書について

第1回文書は、特定法人が受注した契約における、仕様書と異なる作業や作業の未実施及び成果品の不具合に関して、実施機関が特定法人に説明を求めた結果提出されたものであり、受注時の契約に違反した内容、成果品に起きている不具合と影響、その原因及び再発防止策等について記載されている。知事は神奈川県指名停止措置要領別表第2の第5号に規定されている「県発注契約に関する不正又は違反に該当する契約条件違反」に該当することを理由に、令和元年12月17日より3か月の指名停止を行ったことから、特定法人が行った契約違反内容については公開としたが、その顛末や契約条件に違反した原因、その調査に関する記述については、指導中の内容であり、公開することにより特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、県条例第5条第2号に該当することを理由に非公開とした。

## (2) 第2回文書について

第2回文書は、特定法人が受注した契約における、仕様書と異なる作業 や作業の未実施及び成果品の不具合に関して、実施機関が特定法人に説明 を求めた結果提出されたものであり、契約に違反した原因の調査と報告等 が遅れたことについて記載されている。

特定法人が契約条件に違反した原因及びその調査に関する記述については、指導中の内容であり、公開することにより特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、県条例第5条第2号に該当することを理由に非公開とした。

## (3) 第3回文書について

## ア 条例第5条第1号の適用について

特定法人における社員の氏名、役職及びメールアドレスは、組織体の構成員としての個人の活動に該当する個人情報及び特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることから、条例第5条第1号に該当する。

なお、審査請求人は、審査請求人自身の情報が含まれている場合は行政文書公開請求を拒否する理由がないと主張しているが、審査請求人自身の情報かどうかは判断できない。

## イ 条例第5条第2号の適用について

特定法人が受注した委託契約において、契約条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由に関する文書のうち、原因及び原因調査に関する記述については、指導中の内容であり、公開することにより特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号に該当する。

また、特定法人が報告した修正手順、作業体制、照査方法については、 特定法人のノウハウであることから、条例第5条第2号に該当する。

#### ウ 条例第5条第4号の適用について

森林再生課の課内報告における指名停止措置及び法務相談に関する文書は、特定法人に対する争訟の可能性について弁護士に相談した記録など、争訟に関する内部的な打合せ経過が含まれる「争訟に係る事務」文書であり、争訟となった場合、公開することにより県が争訟の当事者として不利となる可能性があるため、条例第5条第4号の規定に基づき非公開とした。

## 5 審査会の判断理由

## (1) 第1回文書及び第2回文書について

審査会が確認したところ、第1回文書及び第2回文書はそれぞれ、平成 28年度から同30年度の3年間にわたり特定法人が県から受注した業務委 託契約の成果品データに不具合があり、これについて特定法人内において 調査を行い、令和元年9月25日時点と令和元年10月9日時点での結果を 取りまとめた報告書であった。そして、本件処分において非公開となって いる部分には、特定法人が契約条件に違反するに至った経緯や原因が詳細 に記載されていた。

実施機関は、当該情報を、条例第5条第2号該当を理由に非公開とした ところ、審査請求人は、同号の規定の適用を誤っていると主張しているの で、以下で検討する。

条例第5条第2号はその適用の要件として、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことを挙げている。

実施機関は本件処分において当該情報を非公開とした理由について、第 1回文書の顛末や原因に関する記述と第2回文書の契約条件に違反した原 因及びその調査に関する記述は、それぞれ指導中の内容であり、公開する ことにより特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあるためとしている。

実施機関の説明における「指導中」の内容について、審査会が実施機関に確認したところ、本件請求があった令和元年度末時点では、特定法人から実施機関に対して提出された報告には、事実関係の確認が不十分な箇所があって、特定法人内で再調査を行うよう、県として指導をしていた最中だったとのことである。このような事情から、事実確認が不十分なまま提出された請求当時の顛末書を公開すれば、事実とは異なる可能性のある情報が公開されることとなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があることから、条例第5条第2号を適用し、非公開にしたとしている。

実施機関の上記説明を踏まえると、最終的な報告書が特定法人から提出されるまでの間に県が収受した文書は、顛末や原因に関する記述を中心として、事実関係の確認が不十分な箇所があるため、特定法人に対して再調査を行うよう指導しており、特定法人内の調査が継続している状況において、その内容は確定しているものではなかったといえる。このような未確定の情報が含まれている状況でこれを公開すれば、特定法人の社会的評価

に影響を及ぼす可能性があり、信用上の正当な利益など、特定法人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説 明は首肯できる。

第1回文書及び第2回文書について見ると、非公開となっている各情報は、契約条件に違反するに至った原因調査の経緯や過程と、その報告が遅れた理由等についての記載であり、上記実施機関の説明を踏まえれば、実施機関の指示のもと特定法人が調査を進めている中での、文書を収受ないしは作成した時点での報告内容等が記載されているものであって、未確定の情報も多分に含まれているものである。これらを公開することにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、指名停止措置がとられるほどの重大な契約違反行為があったことをもって、契約違反に至った原因や再発防止策について公開することにより特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとは到底いえない旨主張しているが、仮に審査請求人のいうとおり、特定法人の行為が重大な契約違反に当たるものであったとしても、指名停止制度は、指名停止措置が執られた場合でも、一般に、原因や経緯に関する当該法人からの報告内容までをも公表することが前提になっているものではない。実際、当時の指名停止情報を見ても、そのような情報までは一般に公表されておらず、また、当時の指名停止情報以外にこの事案について公表されていた情報もなかった。原因や経緯に関する当該法人からの報告内容等の情報を公開すれば、特定法人の社会的評価や社会的信用が大きく低下しかねないことから、公開されることにより害される特定法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益等はあるといえる。

よって、条例第5条第2号該当を理由に、第1回文書及び第2回文書における顛末や原因に関する情報を非公開としたことは妥当である。

## (2) 第3回文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

審査会が確認したところ、第3回文書は、平成28年度から同30年

度の3年間にわたり特定法人が県から受注した業務委託契約の成果 品データに不具合があったことについて、これに関して県と特定法 人がやりとりをした際に県が収受し、又は作成した文書で、請求が あった令和2年3月31日時点で県が保管していたものであった。

実施機関は、第3回文書のうち特定法人に所属する社員の名刺掲載ページにおいては特定法人社員の氏名、役職、メールアドレス及び日付の記載を、その他のページにおいては特定法人社員の氏名、役職及びメールアドレス並びに県の顧問弁護士の氏名を、それぞれ条例第5条第1号該当を理由に非公開としているので、以下で検討する。

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報としている。

本件処分において同号を理由に非公開としている部分について見ると、特定法人に所属する社員の氏名、役職及びメールアドレス並びに日付並びに県の顧問弁護士の氏名が記載されていると認められる。

上記各情報のうち、特定法人における社員の名刺が掲載されたページの非公開部分にある日付の記載は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないため、条例第5条第1号で非公開にすべき情報に当たらない。

当該情報以外は、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報…であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当することは明らかである。

## (イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条

例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

これを、前記(ア)にて条例第5条第1号本文に該当すると認められた各情報について見ると、まず、特定法人における役員の氏名と役職は、特定法人ホームページの企業情報のひとつとして、役員の一覧が掲載されており、対象文書に記載されている役員の氏名は全て一般に公開されている。よって、慣行として公にされている情報であるといえることから、条例第5条第1号ただし書イに該当すると認められる。

また、特定法人の特定支店における支店長の氏名と役職も、商業登記簿に記載されている情報であり、商業登記法第10条の規定に基づき、何人にも閲覧が認められている。よって、当該情報は、法令の規定により何人にも閲覧が認められている情報であるといえることから、同号ただし書アに該当すると認められる。

一方で、上記の特定法人役員及び支店長以外の特定法人に所属する社員の氏名、役職及びメールアドレス並びに県の顧問弁護士の氏名の記載については、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

## (ウ) 小括

以上から、第3回文書において、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開とした部分のうち、特定法人における役員及び支店長の役職及び氏名並びに特定法人の社員の名刺に係る非公開情報のうち日付部分の記載(いずれも別表3に記載の情報)については公開すべきであるが、その他の情報について、実施機関が条例

第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

## イ 条例第5条第2号該当性について

実施機関は、第3回文書のうち、特定法人が受注した委託契約において、契約条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由に関する情報と、特定法人が報告した修正手順、作業体制、照査方法に関する情報について、それぞれ条例第5条第2号該当を理由に非公開としたところ、審査請求人は、同号の規定の適用を誤っていると主張しているので、以下で、かかる実施機関の判断の妥当性について検討する。

条例第5条第2号はその適用の要件として、「公開することにより、 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す るおそれがある」ことを挙げている。

本件処分において同号を理由に非公開となっている部分は、大別すると、第一に、特定法人が契約条件に違反するに至った原因調査の経緯や過程及びその報告が遅れた理由、第二に、特定法人が成果品の修正を行うに当たり、県に対して事前に報告した修正作業の手順、作業体制及び照査方法の詳細であると認められるので、以下、各情報に分けて検討する。

(ア) 契約条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由について 実施機関は本件処分において当該情報を非公開とした理由について、 顛末や原因に関する記述は指導中の内容であり、公開することにより 特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ るためなどとしている。

実施機関の説明における「指導中」の内容については、前記(1)のとおり、本件請求があった令和元年度末時点では、特定法人から実施機関に対して提出された報告には、事実関係の確認が不十分な箇所があって、特定法人内で再調査を行うよう、県として指導をしていた最中とのことであった。事実確認が不十分なまま提出された請求当時の文書を公開すれば、事実とは異なる可能性のある情報が公開されることとなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

可能性があることから、条例第5条第2号を適用し、非公開にしたとしている。

実施機関のこの説明を踏まえると、最終的な報告書が特定法人から 提出されるまでの間に県が収受した文書は、顛末や原因に関する記述 を中心として、事実関係の確認が不十分な箇所があり、特定法人に対 して再調査を行うよう指導しており、特定法人内の調査が継続してい る状況において、その内容は確定しているものではなかったといえる。 このように未確定の情報が含まれている状況でこれを公開すれば、特 定法人の社会的評価に影響を及ぼす可能性があり、信用上の正当な利 益など、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

第3回文書について見ると、同号を適用し非公開となっている各情報のうち、特に、別表4に記載されている情報以外の契約条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由に関する各情報は、契約条件に違反するに至った原因調査の経緯や過程と、その報告が遅れた理由等についての情報であり、上記実施機関の説明を踏まえれば、実施機関の指示のもと特定法人が調査を進めている中での、文書を収受ないしは作成した時点での報告内容等が記載されているものであって、未確定の情報も多分に含まれているものである。これらを公開することにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、条例第5条第2号該当を理由に、第3回文書において契約 条件に違反した原因調査とその報告等が遅れた理由についての情報を 非公開としたことは妥当である。

(4) 特定法人の修正手順、作業体制及び照査方法に関する記載について 実施機関は本件処分において当該情報を非公開とした理由について、 「該当文書を公開することにより、特定法人の競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるため」「修正手順、作業体制、照査方 法については、ノウハウであることから、条例第5条第2号に該当す る」などとしている。 第3回文書を見ると、同号を適用し非公開となっている各情報のうち、特に、別表4に記載されている情報以外の特定法人における修正手順及び照査方法に関する各情報は、不具合が生じている成果品の修正作業に係る手順や工程についてのもので、事業者によって異なるものであり、独自性があるといえる。これら企業独自の技術内容が公になれば、他社がその技術や知見をもって営業活動や作業に使用するなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると考えられる。

よって、上記情報を条例第5条第2号に定める非公開情報であるとして非公開にしたことは妥当である。

また、特定法人やその関連会社の作業体制についての記載は、職務上のどの地位にあるどの社員がどの作業に従事するかという内容の情報であるが、こうした作業体制の構築は特定法人の技術力等に密接に関連するものであり、それが明らかになれば、特定法人の組織体制等内部情報を競合他社が知り得るところとなり、他社がその事実を自社の営業活動に使用するなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるといえる。

よって、条例第5条第2号該当を理由に、第3回文書において特定 法人の修正手順、作業体制、照査方法に関する記載を非公開としたこ とは妥当である。

### (ウ) その他の記載について

一方で、第3回文書のうち別表4に記載の各情報については、条例第5条第2号該当を理由として、他の部分も含めて全体として非公開とされているところ、いずれの記載も、単なる図表の表題や表頭、見出しや項目であったり、文書の表題や単なる日付の記載、頁番号等にすぎないものであったりする。これらについては、同号に該当する情報であると認められないことから、公開すべきである。

## (エ) 小括

以上から、第3回文書において、条例第5条第2号に該当すること を理由に非公開とした部分のうち、別表4に記載の情報については公 開すべきであるが、その他の情報については、実施機関が条例第5条 第2号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

## ウ 条例第5条第4号該当性について

実施機関は本件処分において当該情報を非公開とした理由について、「公開することにより行政処分の方針に関する正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため。また、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」としている。

実施機関は、第3回文書のうち、森林再生課の課内報告における指名停止措置及び法務相談に関する文書を、条例第5条第4号アからオのいずれに該当することを理由に非公開としたかを明確には示していないが、実施機関の上記の理由説明を踏まえると、同号ア又はイを理由に一部非公開にしたと解することができる。よって、以下では、かかる実施機関の判断の妥当性について検討する。

この点、同号柱書は「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれ…があるもの」を非公開にすると規定しており、また、同号イは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県…の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。

審査会が確認したところ、本件処分において同号の規定に基づき非公開とされた部分ではいずれも、特定法人が契約条件に違反していた事実が明らかになったことを受け、森林再生課が、県が行う指名停止措置や同課が法務相談をした際の記録が記載されていることが認められる。

非公開とされたこれらの情報は、いずれも県が指名停止措置を行うに 至るまでの入札制度所管課とのやりとりを含めた検討の経緯や、特定法 人への損害賠償請求等が可能かどうかを法務所管課や県の顧問弁護士等 に相談した際のやりとりの記録に関するものであり、これらの情報を公 開すれば、県の指名停止措置に対する考え方や訴訟戦略が明らかになり、 県が指名停止措置や訴訟を行うに当たって、県が当事者として不利にな り、その地位を不当に害するおそれがあると認められる。

一方、第3回文書のうち別表5に記載の各情報については、条例第5

条第4号該当を理由として、他の部分も含めて全体として非公開となっていたところ、いずれの記載も、単なる見出しの記載にすぎないものであることから、同号に該当する事情は認められない。

よって、第3回文書において、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開とした部分のうち、別表5に記載の情報については公開すべきであるが、その他の情報について、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

## (3) 審査請求中の別件訴訟における一部文書の開示について

審査請求人は、前記3(4)のとおり、係属中の訴訟において令和5年3月 1日に特定法人から令和3年9月25日付け顛末報告書及び同年10月9日付 け文書が開示されていて、本審査請求に係る文書全てが公開されたとしても、 何ら特定法人の競争上の地位その他正当な利益が害されることにならないこ とは明らかである旨主張している。

しかし、訴訟上の提出証拠は一般に公開されるものではないことから、訴訟上の証拠として提出されたことをもって行政文書公開請求における公開情報となるものではない。また、審査請求の違法又は不当に係る判断の基準時は諾否決定時点であり、審査会は諾否決定時点における実施機関の判断の妥当性を検討すべきものであることから、諾否決定時点より後に生じた事情は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別表1 (公開請求と決定の内容)

## <第1回請求>

請求日	令和2年2	月4日付け
諾否決定期間 延長日	令和2年2	月 19 日付け
諾否決定日	令和2年3	月 30 日付け
請求の内容	2019年9月	] 25 日に、特定法人が提出した顛末報告書
特定した文書	第1回文書	(文書番号1)
諾否決定の内容	一部公開決	定
11 HH 1. 47 - 1 12	該当部分	特定法人が受注した委託契約において、 契約条件に違反した顛末及び原因に関する 文書
公開することができない部分の	適用条項	条例第5条第2号該当
概要	理 由	該当文書を公開することにより、特定法 人の社会的評価に影響を及ぼす可能性があ り、信用上の正当な利益を害するおそれが あるため。

## <第2回請求>

	1	
請求日	令和2年3	月 25 日付け
諾否決定日	令和2年4	月8日付け
	R01 年度	林政情報システムデータ
建士の内容	①7月か	ら現在までの議事録
請求の内容	②顛末書の全て	
	特定法人が提出し、県が収受した文書	
特定した文書	第2回文書	(文書番号2)
諾否決定の内容	一部公開決	定
		特定法人が受注した委託契約において、
	該当部分	契約条件に違反した原因調査とその報告等
ハ胆ナファルぶ		が遅れた理由に関する文書
公開することができない部分の	適用条項	条例第5条第2号該当
		該当文書を公開することにより、特定法
概要	****	人の社会的評価に影響を及ぼす可能性があ
	理由	り、信用上の正当な利益を害するおそれが
		あるため。

## <第3回請求>

<u>⇒+</u>	A T. O F. O	
請求日	令和2年3	月 31 日付け
諾否決定期間   延長日	令和2年4	月8日付け
諾否決定日	令和2年6	月1日付け
	R01 年度	林政情報システムデータ修正
建士の内穴		とめた報告書、特定法人とのやりとり等のメ
請求の内容	モ	
	②特定法	人が提出したメモ、報告の資料
特定した文書	第3回文書	(文書番号3~33)
諾否決定の内容	一部公開決	定
	該当部分	特定法人の社員の氏名、役職、メールア ドレス
公開することが	適用条項	条例第5条第1号該当
できない部分の		組織体の構成員としての個人の活動に該
概要 (その1)	<b>₹</b> ∏	当する個人情報及び特定の個人が識別さ
	理由	れ、若しくは識別され得る情報であるた
		め。
		特定法人が受注した委託契約において、
	該当部分	契約条件に違反した原因調査とその報告等
		が遅れた理由に関する文書
	適用条項	条例第5条第2号該当
公開することが		該当文書を公開することにより、特定法
できない部分の		人の社会的評価に影響を及ぼす可能性があ
概要 (その2)		り、信用上の正当な利益を害するおそれが
	理由	あるため。また、法人等であっても、個人
		と同視できる場合で、当該個人の名誉や人
		格に直接関わるような情報であるため、個
		人情報として取り扱うべきため。
	該当部分	特定法人が報告した修正手順、作業体
公開することが	以由日外	制、照査方法
できない部分の	適用条項	条例第5条第2号該当
概要(その3)		該当文書を公開することにより、特定法
IMIS (CV)	理由	人の競争上の地位その他正当な利益を害す
		るおそれがあるため。
	   該当部分	森林再生課の課内報告における指名停止
		措置及び法務相談に関する文書
公開することが できない部分の 概要(その4)	適用条項	条例第5条第4号該当
		公開することにより行政処分の方針に関
	理由	する正確な事実の把握を困難にするおそれ
	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	があるため。また、県の当事者としての地
		位を不当に害するおそれがあるため。

## 別表2 (特定文書一覧)

文書 番号	文書名称	文書内訳	請求回
○第	1回文書		
1	令和元年9月25日 付け顛末報告書	顛末報告書	1
○第2	2 回文書		
2	令和元年 10 月 9 日 付け追加顛末書	追加顛末書	2
○第:	3 回文書		
3	令和元年6月20日 付け取得文書	成果品に起こり得る図形エラー及び属性データで発見されたエラーの報告 名刺	3
4	令和元年7月2日 付け取得文書	成果品に起こり得る図形エラー及び属性データで発見されたエラーの報告 工程案 名刺	3
5	令和元年7月24日 付け課内報告書	エラー内容の報告と指示 課内確認事項	3
6	令和元年7月24日 付け取得文書	状況報告 進捗表	3
7	令和元年8月23日 付け課内報告書	エラー内容と原因の報告と指示 他課調整事項 データ形式変更の検討	3
8	令和元年8月23日 付け取得文書	作業報告書 照査報告書 進捗表	3
9	令和元年9月2日 付け課内報告書	修正方法とエラー内容の報告と指示 局内調整事項(副局長報告)	3
10	令和元年9月2日 付け取得文書	全体を通した報告書(未定稿あり)	3
11	令和元年9月10日 付け課内報告書	全体を通した報告と指示 他課調整事項	3
12	令和元年9月10日 付け取得文書	全体を通した報告書(未定稿あり)	3
13	令和元年9月11日 付け電子メール	修正方法の確認	3
14	令和元年9月13日 付け課内報告書	顛末書再提出指示 他課調整事項	3
15	令和元年9月13日 付け取得文書	顛末書 照査報告書	3
16	令和元年9月19日 付け課内報告書	顛末書再提出指示 他課調整事項	3

文書 番号	文書名称	文書内訳	請求回
17	令和元年9月19日 付け取得文書	顛末書 修正方法の確認 照査報告書	3
18	令和元年9月25日 付け課内報告書	顛末書 指示内容 他課調整	3
19	令和元年 10 月 4 日 付け課内報告書	作業計画書案修正指示 他課調整	3
20	令和元年 10 月 4 日 付け取得文書	作業計画書案	3
21	令和元年 10 月 9 日 付け課内報告書	追加顛末書 指示内容	3
22	令和元年 10 月 15 日 付け課内報告書	作業計画書案修正指示 他課調整	- 3
23	令和元年 10 月 15 日 付け取得文書	作業計画書案	3
24	令和元年 10 月 30 日 付け取得文書	作業実施計画書案 工程表 照査報告書 作業環境検査の確認	3
25	令和元年 12 月 2 日 付け取得文書	世様書 進捗報告 計画書 データ修正ツール操作手順書 照査案 環境整備と教育訓練報告 図郭の処理状況 沖縄検査計画 照査 打合せ簿	3
26	令和元年 12 月 14 日 付け課内報告書	作業状況確認報告 確認事項 写真	3
27	令和元年 12 月 14 日 付け取得文書	パンフレット 名刺	- 3
28	令和元年 12 月 26 日 付け取得文書	進捗報告 修正作業実施計画書 照査案 照査報告 記録簿 契約書	3

文書 番号	文書名称	文書内訳	請求回
28	令和元年 12 月 26 日 付け取得文書	仕様書	3
29	令和2年1月29日 付け課内報告書	作業状況確認報告 確認事項 写真	3
30	令和2年1月29日 付け取得文書	打合せ簿 進捗報告 照査報告 データ点検表	3
31	令和2年2月28日 付け取得文書	進捗報告 打合せ簿 照査報告 データ点検表 修正作業実施計画書	3
32	令和2年3月30日 付け取得文書 (その1)	進捗報告 打合せ簿 照査報告 市町村境界図面	3
33	令和2年3月30日 付け取得文書 (その2)	社内調査概要及び調査結果の対応	3

別表3 (条例第5条第1号に規定する非公開情報に当たらず公開すべき情報)

文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要
3	令和元年6月20日 付け取得文書	特定法人社員の名刺掲載ページのうち ・上から1つ目の非公開部分における支店長の 氏名と役職 ・上から2つ目の非公開部分における右上の日 付の記載
4	令和元年7月2日 付け取得文書	特定法人社員の名刺掲載ページのうち ・上から3つ目の非公開部分における右上の日 付の記載
11	令和元年9月10日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・第1行左から1つ目の非公開部分における特 定法人支店長の氏名及び役職
12	令和元年9月10日 付け取得文書	第1頁の非公開部分のうち ・報告書作成者である特定法人支店長の氏名及 び役職
14	令和元年9月13日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・第1行左から1つ目及び2つ目の非公開部分 における特定法人役員及び支店長の氏名及び 役職
15	令和元年9月13日 付け取得文書	第1頁の非公開部分のうち ・報告書作成者である特定法人支店長の氏名及 び役職
16	令和元年9月19日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・第1行左から1つ目及び2つ目の非公開部分 における特定法人役員及び支店長の氏名及び 役職
17	令和元年9月19日 付け取得文書	第1頁の非公開部分のうち ・報告書作成者である特定法人支店長の氏名及 び役職
18	令和元年9月25日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・左から1つ目及び2つ目の非公開部分におけ る特定法人役員及び支店長の氏名及び役職
19	令和元年 10 月 4 日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・第1行左から1つ目の非公開部分における特 定法人役員の氏名及び役職
21	令和元年 10 月 9 日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・左から1つ目の非公開部分における特定法人 役員の氏名及び役職
22	令和元年 10 月 15 日 付け課内報告書	第1頁の来庁者一覧掲載部分のうち ・第1行左から1つ目、2つ目及び3つ目の非 公開部分における特定法人役員2名及び支店 長の氏名及び役職

別表4 (条例第5条第2号に規定する非公開情報に当たらず公開すべき情報)

別衣 4			
文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要	
4	令和元年7月2日 付け取得文書	第4頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表欄外下部の特定法人における係名称の記載 全て	
6	令和元年7月24日 付け取得文書	第2頁の非公開部分のうち ・第1行の文書表題、第2行及び第5行の記載 全て 第3頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表欄外下部の特定法人における係名称の記載 全て	
8	令和元年8月23日 付け取得文書	第3頁及び第5頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載全て(いずれも第1行 第1~3列) 第4頁及び第6頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(いずれも第2 行第3~5列を除く第1~2行第1~5列) 第10頁の非公開部分のうち ・第1行の記載全て 第14頁、第16頁、第18頁及び第20頁の非公 開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(いずれも第1 ~2行第1~4列) 第21頁の非公開部分のうち ・表欄外の記載全て(左上の表題、右上の日付 及び表の下部にある記載3行分)	
10	令和元年9月2日 付け取得文書	「1. エラーの概要」「(2) エラー確認から データ修正までの経緯」における非公開部分の うち ・第1頁第1行の記載全て ・第1頁第8行の記載の一部(第1~15字) ・第2頁第4行、第8行、第14行、第26行、 第33行、第35行及び第37行の記載全て ※ 上記のいずれも日付の記載であって、 「【】」の表記も含む。 第1頁下部における頁番号の記載 第3頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表における表題の記載の一部(第2行第5~7列を除く第1~2行第1~7列) <次頁に続く>	

文書	<b>→</b> → 力 ↔	ひ間子 シャ 拝却 ひ 神 亜
番号	文書名称	公開すべき情報の概要
10	令和元年9月2日 付け取得文書	<ul> <li>第4頁の非公開部分のうち</li> <li>・表における表題の記載の一部(第5~14字を除く)</li> <li>・表における表頭の記載の一部(第2行第4~5列を除く第1~2行第1~6列)</li> <li>第5頁の非公開部分のうち</li> <li>・表2つにおける各表題の記載の一部(いずれも第5~6字を除く)</li> <li>・表2つにおける各表頭の記載全て(いずれも第1行第1~3列)</li> <li>第6頁の非公開部分のうち</li> <li>・図の番号(「図x」の記載)</li> <li>・表における表題の記載の一部(第5~10字を除く)</li> <li>・表における表頭の記載の一部(第1~2行第</li> </ul>
12	令和元年9月10日付け取得文書	1~3列) 「1. 更新 不具合の概要」「(2)不具合の確認からデータ修正までの経緯」における非公開部分のうち・第1頁第1行の記載全て・第1頁第2行、第4行、第11行、第23行及び第33行の記載全て・第3頁第1行の記載であって、「【】」の表記も含む。第4頁の非公開部分の記載であって、「【】」の表記も含む。第1行第1~2行第1~3列) 第5頁の非公開部分のうち・表2つにおける各表しの記載の一部(いずれも第5~6字を除表)・表2つにおける各表)の記載全て(いずれも第1~3列) 第6頁の非公開部分のうち・表2つにおける表別の記載全て(いずれも第1~3列) 第6頁の番号(「図x」の記載)・表における表題の記載の一部(第1~4字及び第11~14字)・表における表頭の記載の一部(第1~2行第1~3列)

文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要
12	令和元年9月10日 付け取得文書	第8頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載の一部(第5~13字を除く) ・表における表欄外の記載全て(表の左上にある記載及び表の下部にある頁番号の記載) ・表における表頭の記載全て(第1行第1~5列) 第9頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載の一部(第5~11字を除く) ・表における表頭の記載の一部(第2行第5~6列を除く第1~2行第1~7列) ・表の左上にある表欄外の記載全て
14	令和元年9月13日 付け課内報告書	第1頁の「【口頭での報告】」にある非公開部 分のうち ・右上の実施機関における文書整理番号の記載
15	令和元年9月13日 付け取得文書	第1頁の「1.事象」にある非公開部分のうち ・第1行、第5行及び第11行の記載全て(手書き文字部分は行数に算入しない) ・右中央の実施機関における文書整理番号の記載 第9頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(第1~2行第1~3列及び第1行第4~11列。ただし第1行第4~11列。ただし第1行第4~11列。なだし第1行第4~11列にあっては、各項目内第2行の後ろから数えて第1字から第2字までの記載を除く。) 第12頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(第2行第4~11列を除く第1~2行第1~11列)
17	令和元年9月19日 付け取得文書	「1. 事象」における非公開部分のうち ・第1頁第1行の記載全て ・第2頁第5行及び第16行の記載全て ・第3頁第1行、第7行及び第13行の記載全 で 第12頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(第1~2行第 1~3列及び第1行第4~11列。ただし第 1行第4~11列にあっては、各項目内第2 行の後ろから数えて第1字から第2字までの 記載を除く。) <次頁に続く>

文書	文書名称	公開すべき情報の概要
番号 17	令和元年9月19日 付け取得文書	第 15 頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(第 2 行第 4 ~ 11 列を除く第 1 ~ 2 行第 1 ~ 11 列)
18	令和元年9月25日 付け課内報告書	第1頁の「【概要】」にある非公開部分のうち ・一番右下の実施機関における文書整理番号の 記載
20	令和元年 10 月 4 日 付け取得文書	第3頁の非公開部分のうち第1行の記載全て「作業概要」における非公開部分のうち・第4頁第1行、第3行、第4行及び第14行の記載の一部(いずれも第1~6字)・第4頁第10行の記載全て・第5頁第1行の記載全て・第6頁の下から数えて第6行の記載の一部(第1~9字)・第7頁第1行の記載全て・第8頁第1行の記載全て・第8頁第1行の記載全て・第8頁第1行の記載全て・第8頁第1行の記載全て・第8頁の非公開部の記載全て(第1行第1~5列)第6頁の非公開部分の記載全て・図における「凡例」を第1行と数えて第3行及び第5行の記載を除く)・図における一番左上の記載の一部(「凡例」を第1行と数えて第3行及び第5行の記載を除く)・図における一番左上の記載の前ちで表における表頭の記載全て(第1行第1~6列)第8頁の非公開部分のうち・表における表頭の記載全て(第1行第1~6列)
23	令和元年 10 月 15 日 付け取得文書	非公開部分のうち ・ (第2頁の「1. 作業者…」を第1行と数え て) 第2頁第5行及び第16行の記載の一部 (いずれも第1~6字) ・ (同じく) 第2頁第23行の記載全て ・第5頁第1行の記載全て ・第6頁第1行の記載の一部(第1~9字) <次頁に続く>

文書	文書名称	公開すべき情報の概要
番号	人 青	
23	令和元年 10 月 15 日 付け取得文書	非公開部分のうち ・第6頁第2行、第14行及び第21行の記載全 て・第8頁第1行の記載全て ・第8頁第1行の記載全て ・第8頁第1行の記載全で ・第10頁第1行、第2行及び第24行の記載全 で第10頁第1行、第2行及び第24行の記載全 で・第13頁第1行の記載全で ・第13頁第1行の記載全で ・第13頁第1行の記載全で ・第16頁第1行の記載全で 第16頁第1行の記載全で 第16頁第1行の記載全で 第16頁第1行の記載全で 第16頁第1分の記載全で 第17年第1~7列) 第7頁の非公開部分の言 ・表における表類頭の記載をで ・図における「凡例」枠内の記載をで ・表における表表頭の記載全で ・表における「凡例」枠内の記載全で ・表における「凡例」枠内の記載全で 第11百の非公開部分のうち ・図における「凡例」枠内の記載全で 第11百の非公開部分のうち ・図における「凡例」枠内の記載全で 第13頁の非公開部分のうち ・図における大凡例」枠内の記載全で 第13頁の非公開部分のうち ・図における表類の記載全で 第13頁の非公開部分のうち ・表における表類の記載全で 第11百の非公開部分のうち ・表における表類の記載全で 第11百の非公開部分のうち ・表における表類の記載全で 第11百の非公開部分のうち ・表における表類の記載全で ・表における表類の記載全で ・表における表類の記載全で ・表における表類の記載全で ・表における表表頭の記載全で ・表における表表頭の記載全で ・表における表表頭の記載全で ・表における表表頭の記載全で ・表における表表頭の記載全で ・表における表表頭の記載の一部(第1~3列)

文書		八田 ナッチ 体 40 で 加 玉
番号	文書名称	公開すべき情報の概要
24	令和元年 10 月 30 日 付け取得文書	非公開部分のうち ・ (第4頁第5~6行、第10~11 行及び第18~19 行の記載全て ・第5頁第1行の記載の一部(第1~6字)・第5頁第8行の記載全て ・第5頁第1行の記載の一部(第1~6字)・第5頁第8行の記載全て ・第9頁第1行の記載全て ・第9頁第2行、第16行及び第23行の記載全で ・第10頁第1行の記載全て ・第11頁第1行の記載全で ・第11頁第1行の記載全で ・第12頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で ・第14頁第1行の記載全で 第11頁の非公開部分のうち ・表における表類の記載全て ・図における「凡例」枠内の記載の一部(「凡例」を第1行と数えて第3行の記載を 第11頁の非公開部分のうち ・図における一番左上の記載 第11頁の非公開部分のうち ・表における表類の記載全て(第1行第1~6列) ・図におけるキャプションの記載全て ・表におけるま表頭の記載全て(第1行第1~6列) 第12頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載全て 第16頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載全て 第17頁の非公開部分のうち ・図におけるまをにおける表類の記載全で 第17頁の非公開部分のうち ・図における表類の記載の一部(第2~3字を除く)・表における表頭の記載全て(第1行第1~3~次頁に続く>

文書	文書名称	公開すべき情報の概要
番号	<b>→</b> 目 11 1/11	2 111 11 12 12
24	令和元年 10 月 30 日 付け取得文書	第 18 頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載の一部(第 1 字) ・表における表題の記載全て ・表における表頭の記載全て(第 1 行第 1 ~ 3 列) 第 19 頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(第 1 行第 1 ~ 4 列) 第 25 頁、第 27 頁、第 29 頁及び第 31 頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(いずれも第 1 ~ 2 行第 1 ~ 7 列)
25	令和元年 12 月 2 日 付け取得文書	・第 31 頁にあっては表欄外右上の記載 非公開部分のうち ・(第 2 頁左側にある右上の枠囲い表記を第 1 行と数えて)第 2 頁左側第 1 行、第 2 行の記載全て ・第 2 頁右側第 8 行、第 2 4 行及び第 28 行の記載全て ・第 3 頁左側第 6 行及び第 8 行の記載全て ・第 5 頁右側第 5 行及び第 22 行の記載全て ・第 5 頁右側第 5 行及び第 22 行の記載全て ・第 5 頁右側第 5 行及び第 22 行の記載全て ・第 5 頁右側の「1. 作業者…」を第 1 行と数えて第 7 頁右側第 5 行、第 6 行、第 10 行、第 11 行、第 18 行及び第 19 行の記載全て ・第 8 頁左側第 1 行の記載の一部(第 1 ~ 6 字) ・第 8 頁左側第 1 行の記載全て ・第 10 頁左側第 1 行の記載の一部(第 1 ~ 9 字)・第 10 頁左側第 2 行、第 16 行及び第 23 行の記載全て ・第 10 頁左側第 1 行の記載全て ・第 11 頁左側第 1 行の記載全て ・第 11 頁左側第 1 行の記載全て ・第 11 頁左側第 1 行の記載全て

文書	<b>大妻女孙</b>	ひ間よった権力の拘束
番号	文書名称	公開すべき情報の概要
25	令和元年 12 月 2 日付け取得文書	非公開部分のうち ・第11 頁右側第1行の記載全て ・第12 頁左側第1行、第2行及び第28行の記載全て ・第12 頁右側第1行の記載全て ・第14 頁左側第1行の記載全て ・第15 頁右側第1行の記載全て ・第15 頁右側第1行の記載全て ・第15 頁右側第1行の記載全で ・第11~15 頁下部における頁番号の記載 第9頁の非公開部分のうち ・表における表類の記載全て ・表における表類の記載全て ・第10頁の非公開部分のうち ・図における「八行を第1行の記載全で ・図における「不列」を第1行の記載の一部 (「凡例」の行を第1行を数えて第3行の記載を除ける表類の記載全で ・表における表類の記載全で ・表における表類の記載全て ・表におけるまれける表類の記載全て 第13 頁の非公開部分のうち ・図における「凡例」枠内の記載全て 第13 頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載全て 第14 頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載の一部(第1 下字) ・表における表類の記載の一部(第2 字及び第3字とおける表類の記載の一部(第1 行第1~3 列及び第1行第4 列の第17~23 字) 第15 頁の非公問のうち ・左側の表における表類の記載の一部(第1 行第1~3 列及び第1行第4 列の第 17~23 字)
		<次頁に続く>

文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要
25	令和元年 12 月 2 日付け取得文書	第15頁の非公開部分のうち ・右側の表における表題の記載全て(第1行第 1~4列) 非公開部分のうち ・(第18頁左側の右上にある「資料3-3」を 第1行と数えて)第18頁左側第2行の記載 の一部(第3~9字を除く) ・(第21頁左側の右上にある「資料3-4」を 第1行と数えて)第21頁左側第2行の記載全て ・第1行と数えて)第21頁左側第2行の記載全て ・第45頁左側第1行の記載全て ・第18~20頁、第27~35 最及び第38~43頁下部における表別の記載全て ・第18~20頁、第27~35 最及び第38~43頁下部における表題の記載全て ・表における表題の記載全て ・表における表題の記載全て ・表における表題の記載全て(いずれも第1~2行第1~7列) 非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(いずれも第1~2行第1~7列) 非公開部分のうち ・(第68頁方とにある枠囲い表記「資料2」を第1行と数えて)第68頁第6行、第7行の記載全て ・第69頁第8行の記載の一部(第1~6字)・第69頁第8行の記載全て ・第72頁第1行の記載全て ・第73頁第2行、第16行及び第23行の記載全て ・第73頁第2行、第16行及び第23行の記載全て ・第74頁第1行の記載全て ・第75頁第1行の記載全て ・第76頁第1行の記載全て ・第76頁第1行の記載全て ・第76頁第1行の記載全て ・第77頁第1行、第2行及び第28行の記載全 ・第78頁第1行の記載全て ・第78頁第1行の記載全て ・第78頁第1行の記載全て ・第78頁第1行の記載全て ・第78頁第1行の記載全て

文書	<u> </u>	八田子,朱桂也の柳田
番号	文書名称	公開すべき情報の概要
25	令和元年 12 月 2 日付け取得文書	第72頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表における表頭の記載全て(第1行第1~7列) ・表欄外下部における脚注第1行の記載全て 第74頁の非公開部分のうち ・図におけるキャプションの記載をで ・図における「凡例」枠内の記載を除く) ・図における一番左上の記載 第75頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(第1行第1~6列) 第76頁及び第80頁の非公開部分のうち ・図における「凡例」枠内の記載全て ・表における表更の非公開部分のうち ・図における「凡例」枠内の記載全て ・窓における「凡例」枠内の記載全て 第82頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載の一部(第2~3字を除く) ・表における表頭の記載の一部(第1行第1~3列及び第1行第4列の第17~23字) ・図における表題の記載の一部(第1行第1~3列及び第1行第4列の第17~23字) 第83頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載の一部(第1行第1~3列及び第1行第4列の第17~23字) 第84頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表における表題の記載全て(第1行第1~4列)
26	令和元年 12 月 14 日 付け課内報告書	第1頁の「【確認事項】」における非公開部分のうち・(非公開部分冒頭を第1行と数えて)第1行の記載全て第2頁の非公開部分のうち・第1行の記載全て第4~6頁における手書き文字のうち・各頁第1行の記載
27	令和元年 12 月 14 日 付け取得文書	第1頁及び第2頁におけるフッター部分の記載

文書	文書名称	公開すべき情報の概要
番号		第6頁の非公開部分のうち
		東も貝の非公開部分のすら   ・表頭の記載全て
		第7頁の非公開部分のうち
		・表欄外右上における記載全て
		・表における表頭の記載全て(第1行第1~5)
		列)
		第8~10 頁の非公開部分のうち各パワーポイ
		ントスライド資料左下における頁番号の記載
		第11頁の非公開部分のうち
		・表欄外右上における記載全て
		・表における表題の記載全て
0.0	令和元年 12 月 26 日	・表における表頭の記載全て(第1行第1~7
28	付け取得文書	列)
		第 15 頁、第 20 頁及び第 25 頁の非公開部分の
		うち
		・表における表題の記載全て
		・表における表頭の記載全て(いずれも第1~
		2 行第 1 ~ 7 列)
		第 17 頁及び第 22 頁の非公開部分のうち
		・表における表題及び頭注の記載全て
		・表における表頭の記載全て(いずれも第1~
		2 行第 1 ~ 7 列)
		第 26 頁の「■データの確認」における非公開
		部分のうち第1行の記載の一部(第1字)
		第1頁の「【確認事項】」のうち「1 作業環
29	令和2年1月29日	境」を第1行と数えて
	付け課内報告書	・第4行の記載の一部 (第1~3字) 第6行の記載の一部 (第1~3字)
		・第6行の記載の一部(第2~6字を除く) 第4頁及び第6頁の非公開部分(一番右上にあ
		男4貝及い弟0貝の非公開部分 (一番石工にめ     る手書き文字の記載「O.K.」の左側の非公開
		部分を除く) のうち
		・表欄外の右上における記載全て
		・表における表頭の記載全て(いずれも第1行)
		第1~5列)
	   令和 2 年 1 月 29 日	第7~13頁の非公開部分のうち
30	刊刊 29 日 付け取得文書	・表における表題の記載全て
		※ 第9頁にあっては表題右側の印字4字を含
		t
		・表における表頭の記載の一部(いずれも第1
		行第1~3列)
		・表第3~38行第1列の記載
		・表欄外左側の記載全て <次頁に続く>

文書	<b>立</b>	い間子った柱却の恒重
番号	文書名称	公開すべき情報の概要
30	令和2年1月29日 付け取得文書	第7~13 頁の非公開部分のうち ・第10 頁及び第12 頁の下部における頁番号の 記載 第17 頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表における表頭の記載全て(第1~2行第1 ~7列) 第19 頁の非公開部分のうち ・表における表題及び頭注の記載全て ・表における表題及び頭注の記載全て
		~ 7 列)
31	令和2年2月28日 付け取得文書	第8頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(第1~2行第1~7列) 第10頁の非公開部分のうち ・表における表題及び頭注の記載全て ・表における表題及び頭注の記載全て ・表における表頭の記載全て(第1~2行第1~7列) 第14頁の非公開部分のうち ・第1~6行、第9行、第10行、第18行及び第20行の記載全て 第15頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て(第1~2行第1~7列) 第17~18頁の非公開部分のうち ・表における表頭の記載の一部(いずれも第1行第1~3列) ・表第3~38行第1列の記載 ・表欄外左側の記載全て 第20~25頁の非公開部分のうち ・各頁第1行の記載全て
32	令和2年3月30日 付け取得文書 (その1)	第 10 頁の非公開部分のうち ・表における表題の記載全て ・表における表頭の記載全て(第 1 ~ 2 行第 1 ~ 7 列) 第 12 頁の非公開部分のうち ・表における表題及び頭注の記載全て ・表における表頭の記載全て(第 1 ~ 2 行第 1 ~ 7 列)

文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要	
33	令和2年3月30日 付け取得文書 (その2)	非公開部分のうち ・ (「神奈川県…」から始まる記載を第1行と 数えて)第1頁第6行の記載全て ・第2頁第1~3行及び第17~18行の記載全 て ・第3頁第16行の記載全て	

別表5 (条例第5条第4号に規定する非公開情報に当たらず公開すべき情報)

文書 番号	文書名称	公開すべき情報の概要	
14	令和元年9月13日 付け課内報告書	第3頁における非公開部分のうち ・(「【その他】」の記載を第1行と数えて) 第12行及び第20行の記載全て	
18	令和元年9月25日 付け課内報告書	第3頁における非公開部分のうち ・(「【その他】」の記載を第1行と数えて) 第2行、第8行及び第15行の記載全て	
19	令和元年 10 月 4 日 付け課内報告書	第2頁における非公開部分のうち ・ (「【その他】」の記載を第1行と数えて) 第12行の記載全て	
22	令和元年 10 月 15 日 付け課内報告書	第2頁における非公開部分のうち ・(「【その他】」の記載を第1行と数えて) 第2行の記載全て	

- ※ 上記表に記載している対象文書の頁数は、対象文書に記載されている頁数 によらず、冒頭の第1枚目を第1頁として勘定している。
- ※ 上記表に記載している対象文書中の行数及び文字数は、全て、職員の手書 き文字によらず、印字部分を基準に勘定している。

# 審査会の処理経過

年 月 日		処	理	内	容
令和3年4月23日 (収受)	0	諮問			
令和4年8月26日 (第219回部会)	0	審議			
10月6日 (第220回部会)	0	審議			
11月14日 (第221回部会)	0	審議			
12月12日 (第222回部会)	0	審議			
令和5年1月27日 (第223回部会)	0	審議			
2月24日 (第224回部会)	0	審議			
3月9日	0	審査請求力	しから提出さ;	れた意見書	を収受
3月23日 (第225回部会)	0	審議			

## 神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職	備考
板垣	勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川	統子	弁護士(神奈川県弁護士会)	部 会 員
桑原	勇進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田村	達久	早稲田大学教授	会長
遠矢	登	弁護士 (神奈川県弁護士会)	部 会 員
堀内	かおる	横浜国立大学教授	
前 田	康 行	弁護士 (神奈川県弁護士会)	

(令和5年3月31日現在) (五十音順)